

全国港湾Fax通信

No.

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番)全国港湾21FAX第3号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	2021年 7月 13日 時 分
(件名)	(発信者) 全国港湾書記局
	

労使安全専門委員会の経過について

(本文) 標記委員会の経過について、下記の通り報告する。

1. 日 時：2021年7月9日(金) 13時30分～15時まで

2. 場 所：新橋 港運会館地下大会議室

3. 議 題：①門型クレーンスプレッダ落下事故対策、②放射線被爆健康診断対策、③コロナワクチン接種対応策、④労災企業補償対策、⑤ドライコンテナ食用油流失事故対策について協議を行った。

4. 協議経過について

(1) 本船設備門型クレーンスプレッダ落下事故について

① 真島安全委員長より「今回の落下事故は人身災害には至らなかったことは不幸中の幸いだった。一歩間違えれば重大災害になることから全国に向け安全対策が必要」と言及した。また、「コンテナ船が主流となっている現在では、在来船の新造船は考えにくいくから揚貨装置の老朽化が進んでいるのが実態であり船社・荷主を含めた安全点検を実施できるように早急な対策を講じて行きたい」と併せて言及した。

② 続いて事務局より今回の事故について原因究明・今後の安全対策を中心労使で急務的対応を図っていかなくてはならない、また、揚貨装置の定期点検表の開示を全国の港で徹底することが必要との考え方を示した。

③ 業側より、6月3日に事故が発生した経過を踏まえ、横浜地区労使に於いて安全衛生委員会を7月5日に開催を行い、以下の点について検討した。

イ、スプレッダ落下の原因究明調査、ロ、荷役始業時の安全対策、ハ、他港での修理・故障に関する情報共有、二、事前の安全点検、ホ、クレーンの不具合・故障時の対応について検討を行った。

④ 今回、ワイヤーが破断したことについて船社側は本国に持ち帰り原因究明を調査し、日本側に報告を行うとしている。現在は事故調査につき同型本船が入港する場合は、作業前にサーベイによる点検確認を行い、荷役作業に従事している。また入港前に最新の本船クレーン保守点検記録の開示を実施している。

⑤ そして、荷主としても上記5項目について船社に要請を行い、船社より以下の回答を受けている。

1.原因究明については、クレーン製造メーカー及びDNV(船舶等級格付け会社)が関与して分析を行い開示することを確認している。

- 2.保守点検表の開示については船社としても開示していくことを確認している。
- 3.本船員による点検報告の実施を制度化していくこととしている。
- 4.不具合があった場合は他港への情報を展開していくこととしている。
- 5.運行管理船社として事故防止対策を開示すると確認している。

以上の確認のもと船社より開示された場合は中央への報告をしていくこととする。

- ⑥ これを受け労側は、中央労使として今後このような事故を引き起こさないように全ての本船設備の揚貨装置について保守点検表の開示ができるように取り組んでいくことを要請した。
- ⑦ 日港協は、原因究明報告を踏まえ、各港の指示について持ち帰り検討していくこととし、確認した。

(2) 放射線被爆健康診断について

- ① 労側より、福島第一原発事故から十数年経過しており、港湾労働に従事した港湾労働者の健康診断を実施するよう要請した。
また、検査種類・検査費用等々はあるものの放射線健康診断の実施を早急に行うよう併せて要請した。
- ② 日港協は、一般クリニックで検査ができると聞いているが、法律では、電離放射線健康診断は労働安全衛生法及び労働安全衛生施行令の規定に基づき電離放射線障害防止規則が明記されているなかで、放射線を放出している物体を直接或いは間接的に携わる者が対象としていることから、関節の関節は意味が変わってくと考えているとした。
また、対象者について四検以外の港湾労働者は検査が終了した中古自動車・建機を取り扱っていることから対象外ではないかと考える。元々、水際対策で行った経過から港湾労働者の対策ではなかったはずとした。
- ③ 労側より、検査員は防護服を装備しないで放射線量の検査をしている。一定値を過ぎた放射線に汚染された中古自動車・建機があった場合は関係各所に報告を行い対処している。しかし、放射線量を微量ながら常に浴びていると体内に蓄積されることから、健康診断検査の実施を要請している。そういう意味からも対象者については、作業に従事した港湾労働者は全て検査を行うべきとの見解を示した。
また、放射線検査の台帳を基に早急なる実施が必要と考えている。そして、関節被爆と捉えるなら、例えば3年に一回実施する又は港湾労働者が希望した場合には実施させることができるような仕組み作りが必要ではないかと要請した。
- ④ 日港協は、引き続き検討を行い協議していくことを了承した。

(3) 労災企業補償制度について

- ① 21春闘中央港湾団交協定に於いてWGを設置し協議することから日程調整を行うよう要請した。
- ② 日港協は、WG開催に向けて業側委員構成など検討中としていることから事務局間に於いて調整を図っていくことを確認した。

(4) コロナワクチン接種について

- ① 労側より、21春闘協定に於いて新型コロナウイルスなどの感染症対応について協定を締結した。各港がワクチン接種の取り組みを開始したとの報道がされているなか、全く指導していない港があることが判明した。

このことは個人管理でワクチン接種をさせて企業が関与しないことにより、有給休暇を使い、賃金は有給保証で賄い、ワクチン接種を予約しても大勢の人数が接種の為に有給を取得しようとした場合は認められない現象が発生する恐れがある。港湾労働者はエッセンシャルワーカーとして作業に従事していることから日港協が主体性を以って各港運協会に指導していくべきと主張した。

一方で職域接種が崩壊している現状もあり、港湾労働は物流を止められない観点から集団感染しないように早急に環境を整えるべきと併せて要請した。

- ② 日港協は、現在、ワクチン供給の目途が経っていないのが現状であることと医療機関に於いて対応が間に合っていないとの報告を受け、各企業は混乱しているところもある。今後、日港協としてどのように対応して行くか検討していくと確認した。

(5) ドライコンテナ食用油流失事故について

- ① 労側より、海コントレーラーによるドライコンテナ食用油流失事故が発生したことを報告した。この中身については、消防庁の報告によるとフレシキルバックを用いて運搬中に破損して漏れた事故と聞いている。このことは、過去の多重事故を踏まえても労使で行政・荷主にフレシキルバックの使用禁止の要請を行い、タンクコンテナの使用を求めて行くべきと主張をおこなった。

また、今回は人身事故にならなかったので国交省管轄の事故調査委員会までには至らなかった。しかし、船倉内やターミナル内で流失があった場合、港湾労働者の人身事故に繋がりかねないことを危惧する。日港協としても情報共有しながら対応策を講じて行くべきと主張した。

- ② 日港協は、情報共有を行い、対応を図っていくと見解を示した。

以上の経過を踏まえ、安全専門委員会を終了した。また、今後について、安全専門委員会の開催を少人数でも取り組んでいき、課題克服に向けた協議が必要と申し入れを行い、日港協は了承した。

以上

<添付> 事故の写真